

工事の一時中止に係るガイドライン

令和3年3月作成

(令和6年2月改訂)

契約検査課

目 次

1. ガイドラインの目的	1
2. 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合	1
(1) 工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できない場合	
(2) 自然的又は人為的な事象により工事を施工できない場合	
3. 発注者の留意事項	2
4. 受注者の留意事項	3
(1) 基本計画書の記載内容	
(2) 工期短縮計画書の記載内容	
5. 請負代金額及び工期の変更	4
(1) 請負代金額の変更	
(2) 工期の変更	
6. 増加費用の考え方	5
(1) 準備工着工前に一時中止した場合	
(2) 準備工期間に一時中止した場合	
(3) 本工事施工中に一時中止した場合	
7. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	12
(1) 増加費用の設計書における取扱い	
(2) 増加費用の事務処理上の取扱い	
8. 主任・監理技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務の緩和	13
9. 工事の一時中止に係る基本フロー	14
10. 工事の一時中止に係る基本フローの解説	16
● 参考様式	17
● 「工事の一時中止に係るガイドライン」に関する書類の作成例	19

1 ガイドラインの目的

天草市は、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、港湾、河川、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。

工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議等を行い、適正な工期を確保の上で工事発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、工事請負契約約款第20条に基づく工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合において、発注者である天草市と受注者の双方が対等な立場で協議を行うため、工事の一時中止の運用基準の明確化を目的にしています。

2 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合、受注者に工事を施工する意思があっても施工することができず、工事が中止状態となります。このような場合に発注者が工事を中止させなければ、必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われないため、受注者がその負担を負うこととなります。

このため、発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額、増加費用及び損害を適正に確保する必要があります。

次の場合に該当するときは、発注者である天草市の責務として、工事の全部又は一部の施工を一時中止します。

(1) 工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できない場合

(具体例)

- ◆発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない場合
- ◆設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(契約約款第18条) 施工を続けることが不可能な場合等
- ◆設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- ◆同一現場内に建築、電気設備及び機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- ◆同一現場内に建築、電気設備及び機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- ◆同一現場内に建築、電気設備及び機械設備等複数の工種の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合
 - ★会社の体制が整い、工事が再開されるまで
 - ★前工事の検査等精算が済み、引き継ぐ次回工事の作業が始まるまでなど

(2) 自然的又は人為的な事象により工事を施工できない場合

(具体例)

- ◆暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災その他の自然的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、又

は工事現場の状態が変動した場合

- ◆地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
- ◆地形等の物理的な変動があった場合
- ◆妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することが可能で、「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断で行います（受注者の意思が入る余地はない）。

なお、工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られ、一時中止を指示する場合は、客観的に「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要です。

天草市公共工事請負契約約款

（工事の中止）

第 20 条 工事用地の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 発注者の留意事項

受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の施工ができないと認められる場合、受注者は工事を施工する意思があっても施工することができず、工事が中止状態となります。

このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなります。

発注者は、工事の全部又は一部の施工の一時中止を受注者に対して書面により、指示を行わなければなりません。また、一時中止に伴う工期又は請負代金額等を適正に確保する必要があります。

ア 工事を一時中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、中止期間の見通し等の中止内容を、受注者に対し原則として協議開始から 14 日以内に通知します。

※中止期間は、実際に工事が中止となる日から一時中止要因が解決し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとします。

※なお、中止することができる期間は、契約工期内に限られます（契約工期を超える中止を行う場合は、工期の延伸が必要となります）。

イ 工事現場を適正に維持・管理等するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。

ウ 施工可能と認めたときは、工事の再開を指示しなければなりません。

エ 一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し、合意を図ってください。また、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方で認識の相違が生じないように、確認内容を打合せ簿等書面に記録してください。

4 受注者の留意事項

工事の一時中止権は発注者にありますが、受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができます（受注者による中止事案の確認請求権）。

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、施工計画書に準じた内容の「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得ます。

一時中止した工事現場の管理責任は、原則として受注者に属します。なお、詳細については、発注者と受注者の協議により決定します。

※実際に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理等に関する「基本計画書」を提出し承諾を得ることとします。

※受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにすることとします。

また、一時中止期間の解除にあたり、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する「工期短縮計画書」を作成し、発注者と協議を行ってください。

（１）基本計画書の記載内容

ア 一時中止時点における工事の出来形、労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

エ 工事再開に向けた方針

オ 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠（指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する）。

※概算金額は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではありません。

カ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

（２）工期短縮計画書の記載内容

ア 工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること

- イ 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ウ 工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

5 請負代金額及び工期の変更

発注者は、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、工事を一時中止した場合において、「客観的に必要があると認められる」ときは、請負代金額及び工期の変更を行います。

(1) 請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合、請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用及び損害について、受注者から請求があった場合には負担しなければなりません。

ア 増加費用の負担（直接的に増加した費用）

(ア) 工事現場の維持に要する費用（工事一時中止期間中の材料置場、現場詰所等の借地料及び工事現場の保安に関する経費等）

(イ) 労務者、建設機械器具等を保持するための費用（工事一時中止期間中も最低限必要となる労務者の賃金、工事現場に備え置く必要のある建設機械器具の損料及びリース料等の経費等）

イ 損害の負担（間接的な費用の増加）

(ア) 工事一時中止前の工事現場の施工体制から工事一時中止中の維持体制に体制を縮小するために要する費用（不要となった建設機械器具、労務者又は技術者の配置転換に要する費用及び保管のきかない工事材料の売却損等）

(イ) 工事一時中止中の体制から再開後の施工体制に体制を変更するために要する再開準備費用（建設機械器具の再投入、労務者及び技術者の転入に要する費用等）

※負担すべき費用については、契約約款第24条第3項に基づき、発注者と受注者が協議して定めます。

※便宜上、増加費用と損害は区別せず、「増加費用等」として扱うものとします。

(2) 工期の変更

原則として、当初契約工期に工事を一時中止した期間を加え工期延期します。

ア 一部の施工を一時中止した場合は、発注者と受注者の協議により必要な延期期間を定めます。

イ 地震、災害等の場合は、片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能です。

6 増加費用の考え方

(1) 準備工着手前¹に一時中止した場合



ア 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、必要に応じて「基本計画書」を発注者に提出し承諾を得ます。

イ 増加費用

一時中止に伴う費用の増加は、原則として計上しません。

(2) 準備工期間²に一時中止した場合



ア 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」を発注者に提出し承諾を得ます。

イ 増加費用の範囲

発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に負担します。

増加費用は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（技術者等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）等が想定されます。

ウ 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定します。

¹ 準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置、材料等が未手配の状態での準備工に着手するまでの期間をいいます。

² 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等を設置し測量等を行うなど、本工事施工前の準備期間をいいます。

(3) 本工事施工中に一時中止した場合

ア 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」を発注者に提供し承諾を得ます。

イ 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工事短縮を行った場合の費用とします。なお、発注者が工事の一時中止（一部の施工を一時中止したことにより、工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に負担します。

(ア) 工事現場の維持に要する費用

- a 一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- b 一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(イ) 工事体制の縮小に要する費用

一時中止時点における工事体制から一時中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用

(ウ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

(エ) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

a 増加費用を見込むことができる場合

(a) 発注者の都合により工期短縮が必要となるもの

例) 工種を追加したが、工期延期せず当初工期のまま施工する場合

(b) 自然条件（災害等を含む）により工期短縮が必要となるもの

例) 自然災害で被災し、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず当初工期のまま施工する場合

b 増加費用を見込むことができない場合

(a) 受注者の都合により工期短縮が必要となるもの

c 工期短縮に伴う増加費用の主な事例

- ・当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手に要する費用
- ・パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用

ウ 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工

事現場の維持等の費用の算定は見積り及び算定式により、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定します。

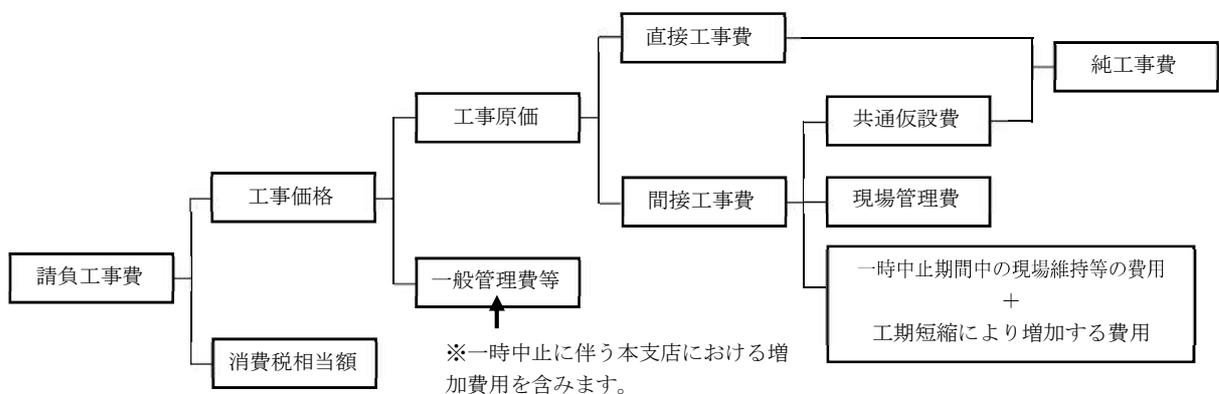
増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費用の内容について積算します。再開以降の工事にかかる増加費用は、設計変更で処理します。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理します。

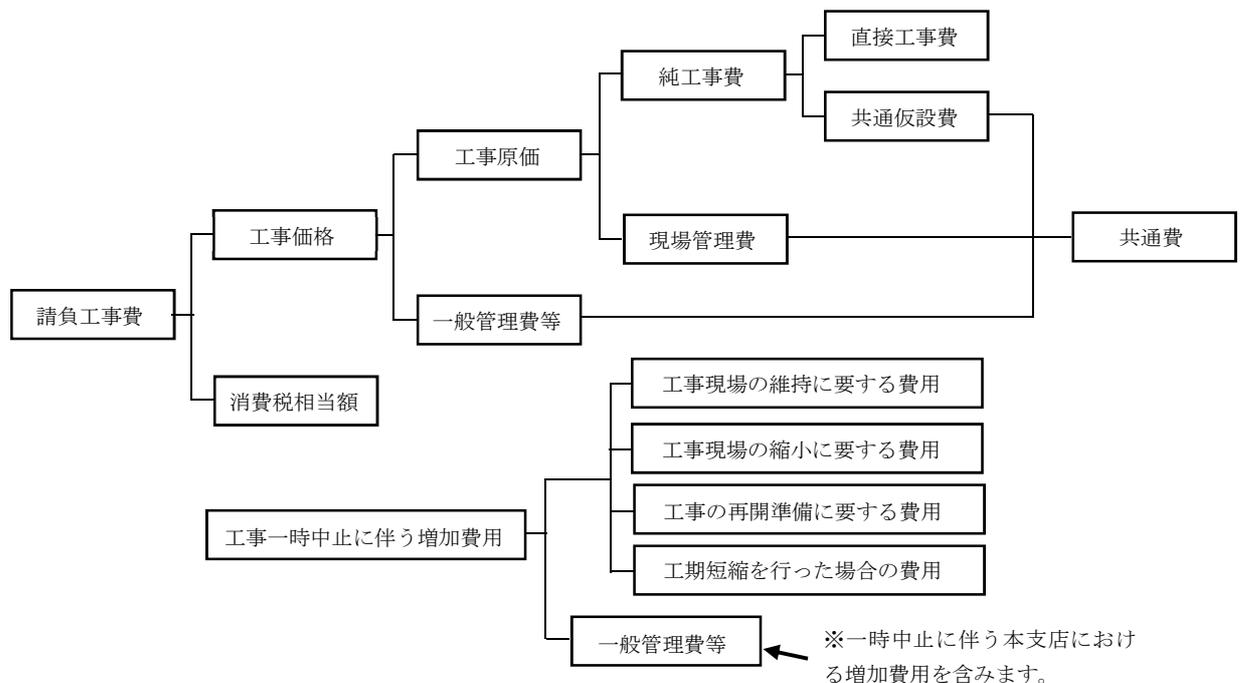
エ 増加費用の構成

(ア) 土木工事費等の構成

一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し一般管理費等の対象とします。



(イ) 公共建築（建築設備等含む）工事費の構成



一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上するものとします。

※設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用等の合算額を請負工事費とみ

なします。

オ 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後を対象に算定します。

(ア) 土木工事における増加費用の積算

一時中止期間が3カ月以下の場合は、算定式により算定します。ただし、この算定式により難しい場合は、一時中止期間が3カ月を超える場合の算定方法とします。

a 一時中止期間が3カ月以下の場合の算定式

一時中止に伴う現場維持等に要する費用は下記の式により算定する。

**※ J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）に落札率は考慮しない。
積算において、落札率を考慮するのは「工事価格」、「消費税相当額」、「請負工事費」とする。（通常の変更設計と同様の考え）**

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし

G：中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

dg：一時中止に係る現場経費率（単位% 少数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（**dg**）の算定式

$$dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \frac{N \times R \times 100}{J}$$

ただし、

N：一時中止日数（日）

ただし部分中止の場合は部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b：工期毎に決まる係数（別表1）

※P27の参考資料となる別表1については、「土木工事標準積算基準（熊本県土木部）」の抜粋である。なお、係数については、適用する積算基準（土木工事標準積算基準、土地改良工事積算基準、港湾請負工事積算基準等）の当初積算時点における最新の係数を使用すること。

(a) 一時中止に係る現場経費率（**dg**）で計上する項目

①運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場からの搬出又は工事現場への再搬入に要する費用、及び大型機械類等の現場内小運搬に係る経費

②安全費の増加費用

工事現場の維持に関する費用（保安施設、保安要員の費用等）

③役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

④営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舍及び監督員詰所の営繕損料に要する費用

⑤現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

(b) 積上げ費用（ α ）で計上する項目

直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

①直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の一時中止期間中に係る損料額及び補修費用

②直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

b 一時中止期間が3か月を超える場合の算定方法

「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用に係る見積により、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により増加費用を算定します。

積算する内容は、全て積上げとし次の項目とします。

(a) 現場における増加費用

①材料費

■材料の保管費用

工事を一時中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が地工事現場に設置したものを除く）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

■他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を一時中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

■直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の一時中止期間に係る損料額及び補修費用

②労務費

■工事現場の維持等に必要な労務費

一時中止後の労務費は、原則として計上しません。ただし、トンネル、潜函

等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

■他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種以外の普通作業員等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

③水道光熱電気料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により一時中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

④機械経費

工事現場に存置する機械の費用で、現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- ・工事現場の維持のため存置することが必要であり、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費及び管理費を含む）
- ・発注者が工事現場の維持等のため必要があると認め指示した機械の運転費用

⑤仮設費

■仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

■仮設諸機材の損料（新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用）

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用

■工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

⑥運搬費

■工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

一時中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

■大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が一時中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示あるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料及び仮設物等の運搬費用

⑦準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備、測量等で発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

⑧事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

⑨安全費

■既存の安全設備に係る費用

一時中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の一時中止期間に係る損料及び維持補修の費用

■新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員を含む）

⑩役務費

■プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の一時中止期間に係る借上げ解約などに要した増加費用

■電力、水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力、用水設備等に係る一時中止期間中の基本料

⑪技術管理費

原則として増加費用は計上しません。ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

⑫営繕費

一時中止以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の一時中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における一時中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

⑬労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

⑭社員等従業員給料手当

一時中止期間も工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定め

た次の費用

- 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む）に支給する給料手当の費用
- 一時中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- 工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

⑮労務管理費

- 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用、なお専従的に雇用された者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専属的労務者」という。）（通勤者も含む）とします。
- 解雇、休業手当を払う場合の費用
発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇、休業するために必要な費用

⑯地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の一時中止期間中の費用

⑰福利厚生費等

現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の一時中止期間中の費用

(b) 本支店における増加費用

一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(c) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(イ) 建築・建築設備工事における増加費用の積算

増加費用等は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者とが協議を行い算定します。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うことが必要です。

7 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上します。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなします。(P 7 参照)

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとしします。

増加費用は、受注者から請求があった場合に負担し、増加費用の積算及び設計変更は、工事再開後速やかに行います。

8 主任・監理技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務の緩和

受注者の責によらない理由により、工事の全部を一時中止した場合は、当該中止期間に限り「主任・監理技術者の専任を要しない期間」とします。

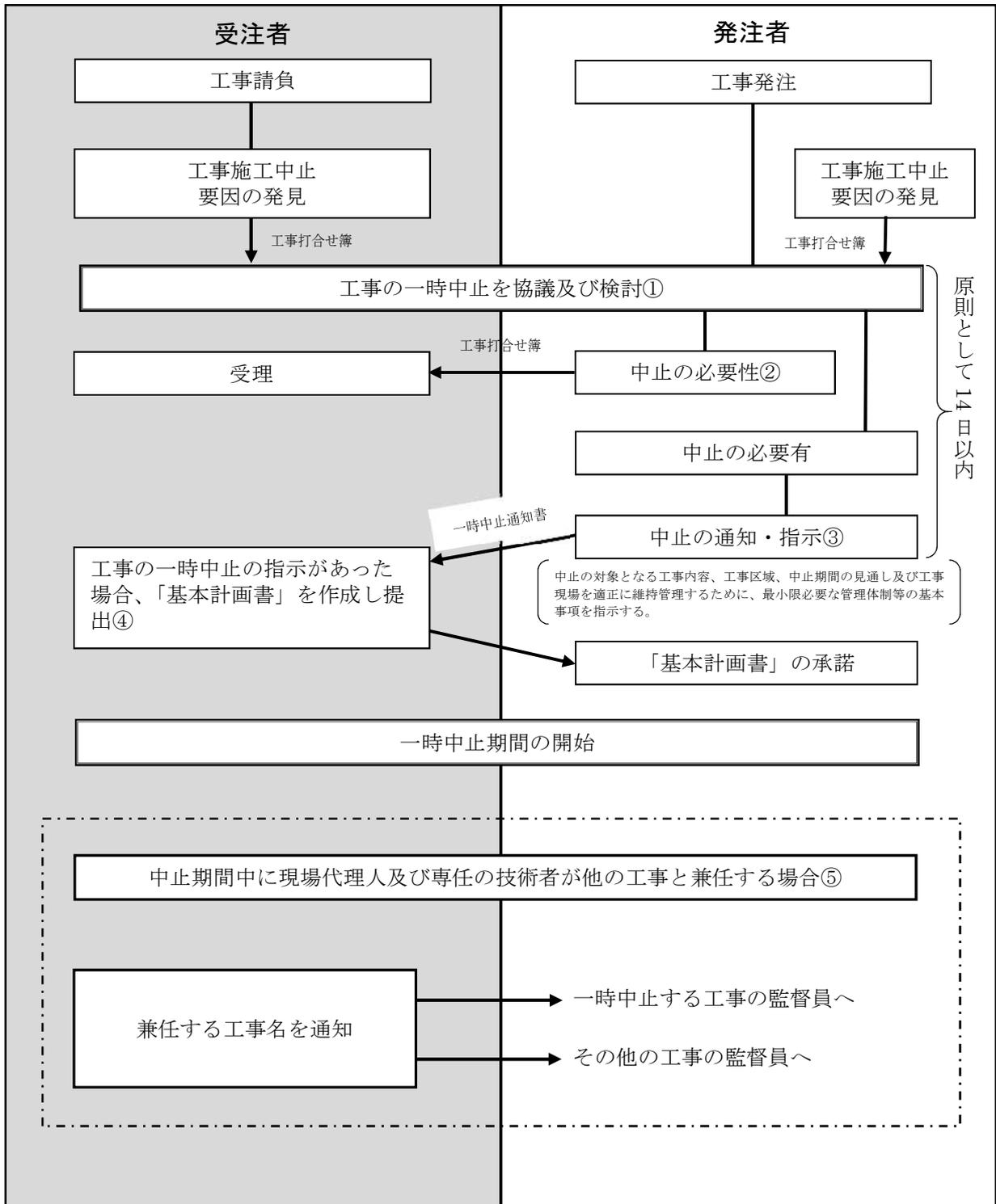
また、工事の全部を一時中止し、「基本計画書」において現場代理人を必要としないことを市が承諾した場合は、当該中止期間に限り常駐を要しない取扱いとすることとします。

なお、一時休止期間中における他の工事との技術者等の兼任に際し、次のとおり発注者に届け出てください。

- ①兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人・主任（監理）技術者通知書により通知すること。

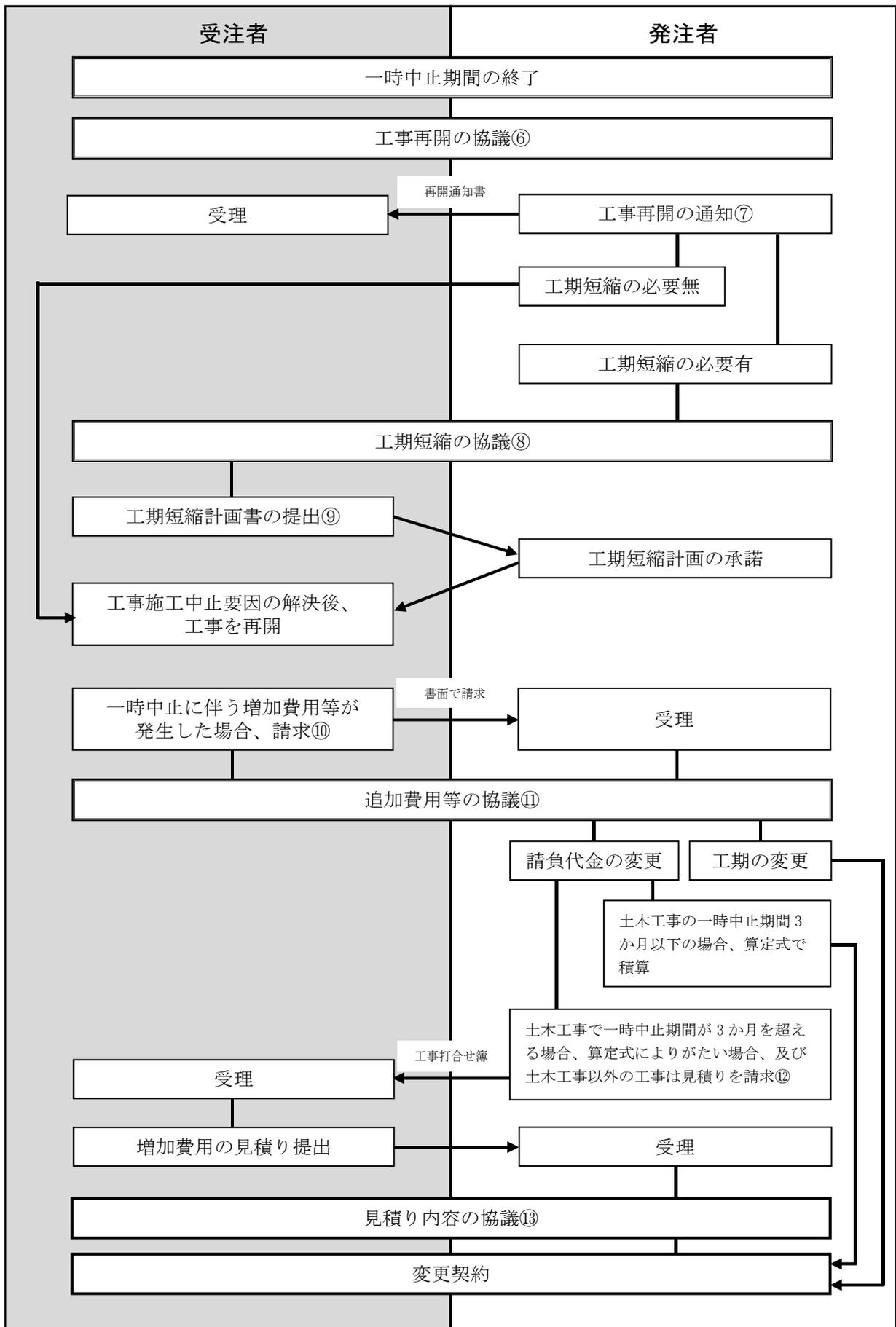
9 工事の一時中止に係る基本フロー

(1) 一時中止要因の発生～一時中止期間



(注) ○数字は「●工事の一時中止に係る基本フローの解説」参照

(2) 一時中止期間の終了後



10 工事の一時中止に係る基本フローの解説

- ①工事の施工中止要因について、発注者と受注者により「工事の一時中止」について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む）します。なお一時中止期間が工事請負契約約款第49条（2）に該当する場合、受注者に契約の解除権が発生しますので、そのことも踏まえ検討します。
- ②協議及び検討の結果、「工事の一時中止」が必要でない場合、発注者は「工事打合せ簿」にて受注者にその旨を通知します。
- ③協議及び検討の結果、「工事の一時中止」が必要な場合、発注者は「一時中止通知書」（参考資料1参照）にて、受注者に「工事の一時中止」を原則として協議開始から14日以内に通知します。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。
- ④受注者は、工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」を提出し承諾を得ます。
※実施内容が増加費用の積算に反映される。
- ⑤中止期間中に現場代理人及び専任の技術者が他の工事と兼任する場合は、兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人・主任（監理）技術者通知書により通知してください。
- ⑥発注者と受注者により、工事を再開する日時等について協議します。
- ⑦発注者は、「一時中止中の請負工事の再開通知」（参考資料2参照）にて受注者に工事を再開する日時等を通知します。
- ⑧発注者は、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し、合意を図ります。
- ⑨受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する「工期短縮計画書」を作成し、発注者と協議を行います。
- ⑩受注者は、「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用が発生した場合及び、「工期短縮計画書」に従って工期短縮を行うことによって増加費用が発生した場合は、「書面」にて請求を行います。
- ⑪発注者と受注者は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用（中止期間の確定）等及び「工期短縮計画書」に従って工期短縮を行うことにより要する増加費用等について協議します。
- ⑫土木工事で中止期間が3か月を超える場合、算定式により難しい場合及び土木工事以外の工事は、受注者から増加費用に係る見積を求めます。
- ⑬発注者と受注者により、見積の内容について実施内容が証明できる資料（作業報告書・技術者等の給与が証明できる資料等）を基に協議します。

参考資料 1

一時中止通知書

(工事の一時中止を指示する場合の記載例)

天〇〇第 号
令和 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 様

天草市長

工事の一時中止通知書

このことについて、天草市公共工事請負契約約款第 20 条第 2 項に基づき、下記のとおり工事（全部・一部）施工の一時中止を通知します。

記

1. 工事番号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 一時中止とする理由
5. 一時中止の内容
 - (1) 一時中止する工種
 - (2) 一時中止する工事範囲
 - (3) 一時中止期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（見通し）
 - (4) 管理体制等の基本的事項
※維持・管理について詳細を記載
 - (5) 計画書の提出について
一時中止期間中の維持管理や、一時中止に伴う増加費用及び算定根拠等に関する計画書を提出し、承諾を得ること。
6. その他
現場代理人及び専任の技術者が他の工事と兼任する場合は、兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人・主任（監理）技術者通知書により通知すること。

参考資料 2

一時中止工事の再開通知書

(工事の再開を指示する場合の記載例)

天〇〇第 号
令和 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 様

天草市長

一時中止中の請負工事の再開について

令和〇年〇月〇日付け通知の下記工事については、令和〇年〇月〇日より再開されるよう通知します。

記

1. 工事番号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 一時中止期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (〇日間)

「工事の一時中止に係るガイドライン」に関する書類の作成例

この書類の作成例は、「工事の一時中止に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の運用に関し、手続きに必要な書類の作成例を紹介するものです。

現場状況や条件は個々の工事で異なりますので、十分注意してご利用ください。

1 基本計画書の作成例（ガイドラインP14～15の基本フロー④）

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、施工計画書に準じた内容の「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」(以下、「基本計画書」という。)を発注者に提出し承諾を得ます。

基本計画書は受注者から2部提出を受け、所管課長まで決裁し、1部は担当監督員の受取印を押印後受注者へ戻します。

本作成例では、工事一時中止期間中においても、監理技術者（現場代理人と兼任）が現場作業を行う必要があるため、専任で業務に従事することとしています。

○○○○工事 基本計画書 令和○○年○○月○○日 ○○株式会社	目次 1 中止期間の業務 2 中止期間中の体制
--	---------------------------------------

1 中止期間中の業務

1) 現場点検の実施

一般車及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施します。不具合の発生時には、監督員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておきます。

2) 緊急時の対応

地震発生時等及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、施工計画書による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとします。

3) 中期期間中の実施作業

中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務等を実施します。

・現地の再調査

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物等の調査を行い、変更の必要性が生じた場合は、監督員と協議します。

・施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書を作成し、監督員に提出します。

・その他、工事の内容に応じて記載

2 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

・監理技術者（現場代理人と兼任は専任で現場に従事します。）

・施工計画書の中の現場組織表・安全衛生管理組織に記載された担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たします。

2 増加費用の請求書作成例（ガイドラインP14～15の基本フロー⑩、⑫、⑬）

◆増加費用の請求書例（ガイドラインP14～15の基本フロー⑩）

令和〇〇年〇〇月〇〇日	
天草市長 〇〇〇〇 様	
所在地	
受注者 商号又は名称	
代表者職氏名	印
工事の一時中止に伴う増加費用の請求について	
工事名 _____	
令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結しました標記工事について、令和〇〇年〇〇月〇〇日から工事の一時中止を受け、令和〇〇年〇〇月〇〇日に工事の一時中止の解除通知を受けましたので、一時中止に伴い現場維持等に要した費用を請求します。	

（注）土木工事で中止期間が3か月未満の場合は、原則として算定式により費用を算出しますので、この請求書のみを提出してください。

◆ 増加費用の見積書例（ガイドラインP14～15の基本フロー①）

（見積書により増加費用を算定する場合）

工事一時中止に伴う増加費用等見積り

工事名 ○○○○工事
 工事場所 天草市○○町○○地内
 当初工期 自) 令和○○年○○月○○日
 至) 令和○○年○○月○○日

一時中止期間 自) 令和○○年○○月○○日
 至) 令和○○年○○月○○日（○○○日間）

当初契約金額 ¥○○○, ○○○, ○○○円（うち消費税額¥○○, ○○○, ○○○円）

増加金額（税込） ¥3,802,454円（税抜契約金額¥3,456,777円）

住所
 商号又は名称 ○○株式会社
 代表者名 代表取締役 ○○○○ 印

（税抜き）

工事名	○○○○工事				
	単位	数量	単価	金額	摘要
中止期間中の現場維持費				3,456,777	
(1) 従業員給与手当				2,179,277	給与等の内訳書参照
現場代理人	式	1		2,179,277	
(2) 経費別支払				1,277,500	支払集計調書参照
仮設費損料	式	1		915,200	
福利厚生費	式	1		35,498	
事務用品費	式	1		50,935	
通信交通費	式	1		112,835	
現場事務所費	式	1		163,032	

◆ 見積りの実施内容が証明できる資料（ガイドラインP8～）

(1) 従業員給与手当について

① 給与等の内訳書

月別給与支給明細書

【現場代理人：〇〇〇〇】

(税抜き)

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月	369,900	110,147	102,825	582,872
〇月	369,900	0	102,825	472,725
〇月	369,900	23,725	102,825	496,450
〇月	369,900	5,932	102,825	478,657
〇月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合 計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277

② 給与明細等の資料（各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等の写し）

写し等の貼付

③中止期間中の作業等報告書〇月総括表

月	日	曜日	作業の内容	従事者
〇年 〇月	1	金	工事の一時中止指示	
	2	土		
	3	日		
	4	月	現地調査（現地測量）	現場代理人
	5	火	現地調査（現地測量）	現場代理人
	6	水	現地調査（支障物等の確認）	現場代理人
	7	木	現地調査（支障物等の確認）	現場代理人
	8	金	現地調査（支障物等の確認）	現場代理人
	25	月	現地調査（試掘の立会）	現場代理人
	26	火	現地調査（試掘の立会）	現場代理人
	27	水	関係機関打合せ（占用企業等）	現場代理人
	28	木	関係機関打合せ（占用企業等）	現場代理人
	29	金	関係機関打合せ（占用企業等）	現場代理人
	30	土		
	31	日		

(2) 経費別支払いについて

①支払い集計調書

(税抜き)

	仮設費損料	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所	計
〇月	212,800	7,850		26,300	38,000	284,950
〇月	212,800			26,300	38,000	277,100
〇月	212,800	27,648		26,300	38,000	304,748
〇月	212,800		37,000	26,300	38,000	314,100
〇月(9日分)	64,000		13,935	7,635	11,032	96,602
合計	915,200	35,498	50,935	112,835	163,032	1,277,500

②経費別支払調書（令和〇〇年〇〇月分）

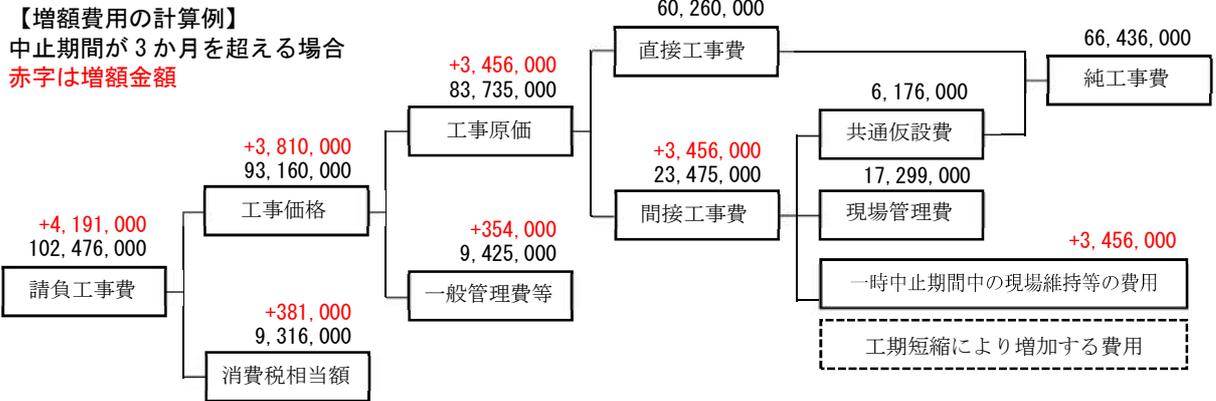
項目	細別	支払先	金額	備考
仮設費損料				
	矢板等損料	〇〇〇〇(株)	212,800	
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	株〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合 計			314,100	

③事務用品費の証明書類（請求書の例）

請求書類等（写し）の貼付

3 設計書の作成例

- (1) 一時中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とします。
- (2) 積上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとします。
- (3) 増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行います。



【設計書記載例】

本工事内訳書

工事名	〇〇〇〇道路改良工事			事業区分		
				工事区分		
工事区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減
〇〇〇〇工	式	1		25,480,000		
		1		25,480,000		
〇〇〇〇工	式	1		19,700,000		
		1		19,700,000		
〇〇〇〇工	式	1		15,080,000		
		1		15,080,000		
直接工事費計	式	1		60,260,000		
		1		60,260,000		
共通仮設費	式	1		6,176,000		
		1		6,176,000		
共通仮設費（率計上）	式	1		6,176,000		
		1		6,176,000		
純工事費	式	1		66,436,000		
		1		66,436,000		
現場管理費	式	1		17,299,000		
		1		17,299,000		
中止期間中の現場維持費	式			0	1	※ 3,456,000
				3,456,000		
工事原価	式	1		83,735,000	1	3,456,000
		1		87,191,000		
一般管理費等	式	1		9,425,000	1	354,000
		1		9,779,000		
工事価格	式	1		93,160,000	1	3,810,000
		1		96,970,000		
消費税相当額	式	1		9,316,000	1	381,000
		1		9,697,000		
工事費計	式	1		102,476,000	1	4,191,000
		1		106,667,000		

※「中止期間中の現場維持費」には、請負比率及び合意比率を考慮しない